

下関市上下水道局設計等委託業務技術検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下関市上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務（以下「委託業務」という。）について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）及び委託業務の成績評定に関し必要な事項を定め、委託業務の適正かつ能率的な実施を確保するとともに、建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託業務担当課所 委託業務の契約（以下「契約」という。）の履行を主管する課、センター及び事務所
- (2) 委託業務担当課所長 契約の履行を主管する課長、センター長及び所長
- (3) 技術検査職員 下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）第201条の規定により管理者から任命された工事検査職員の中から、技術検査を行わせるため、委託業務ごとに委託業務担当課所長が選任した者
- (4) 監督職員 下関市上下水道局設計等委託業務監督要綱（平成29年4月1日制定）第4条の規定により委託業務担当課所長が選任した者
- (5) 管理技術者等 管理技術者、照査技術者及びその委託業務の関係技術者
- (6) 完了検査 委託業務の完了を確認するための技術検査
- (7) 出来形検査 委託業務の完了前に部分引渡しがある場合において、当該部分の確認を行う技術検査
- (8) 中間検査 委託業務の履行途中において、委託業務担当課所長が必要と認めたとときに行う技術検査

(技術検査における監督職員の兼職の制限)

第3条 技術検査は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該委託業務の監督職員が技術検査職員の職務を兼ねることができない。

(1) 技術検査を行うために特別の技術を要するため、監督職員以外の者により行うことが困難な検査

(2) 前号のほか、監督職員以外の者により行うことが困難な検査

(技術検査の手続き及び時期)

第4条 委託業務担当課所長は、受注者から委託業務完了通知又は出来形部分等の技術検査の請求があったときは、監督職員に当該委託業務の完了又は出来形部分等を確認させた後、技術検査を行わなければならない。

2 技術検査職員は、受注者から委託業務の完了通知又は出来形部分等の技術検査の請求のあった日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

3 技術検査職員は、受注者及び監督職員の立ち会いを求め検査を行うものとする。

(技術検査の方法)

第5条 技術検査職員は、当該委託業務の成果を対象として、委託業務の契約書及び委託契約における設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき成果物の適否を判定するとともに、当該委託業務の管理の状況及び事務処理について検査を行うものとする。

2 技術検査職員が技術検査を行うにあたって必要な技術基準は、別に定めるところによるものとする。

(技術検査の中止)

第6条 技術検査職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し委託業務担当課所長に報告しなければならない。

(1) 受注者又はその関係者が検査の執行を妨げ、検査を行うことができないとき。

(2) 委託業務が完了していないことが判明したとき。

(3) 検査中に重大な欠陥が認められたとき。

(4) その他検査を行うことが著しく困難なとき。

(検査結果の報告)

第7条 技術検査職員は、技術検査を行ったときは、速やかに委託業務検査調書（様式第1号）を作成し、委託業務担当課所長に報告しなければならない。

(修補の措置)

第8条 委託業務担当課所長は、前条の報告を受け、その委託業務に修補を行う必要があると認められる場合は、受注者に対して期限を指定して修補するよう監督職員に指示しなければならない。

2 監督職員は、前項の指示を受けたときは、その旨を速やかに受注者に通知し、適切な措置を求めなければならない。

3 委託業務担当課所長は、当該委託業務の受注者から修補を完了した旨の通知を受けたときは、通知のあった日から起算して10日以内に技術検査職員に再検査をさせなければならない。

(受注者への通知)

第9条 委託業務担当課所長は、検査の結果について、遅滞なく委託業務の検査の完了及びその結果について(様式第2号)により、受注者に通知するものとする。

(委託業務の成績評定)

第10条 技術検査職員は、完了検査を行ったときは委託業務の成績評定を行うものとする。

2 成績評定の方法等は、別に定める下関市上下水道局設計等委託業務成績評定要領により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。